

障害当事者との出会いから当事者参画のUDWS (ユニバーサルデザイン・ワークショップ)の展開へ



たかはし ぎへい
高橋 儀平 (東洋大学名誉教授)

1. 原点—障害のある人との出会い

1974年4月、重い障害があっても地域の小規模な住まいで自立した暮らしを実現する運動を進めていた脳性まひ者の八木下浩一さん(2020年没)と出会う。1973年、車いす市民全国集会在仙台で初めて開催され「福祉のまちづくり運動」(1969年仙台市の車いすグループが駅、公共施設、公園、道路の改善を要求した運動)が全国に展開され始めた頃である。八木下さんは重い障害者が地域から離れた入所施設に収容されることに異を唱え、町の中で普通に暮らすべきだと主張し、地元の埼玉県川口市に10人程度のケア付き住宅を要望していた。当時は身体障害者療護施設の制度が創設されたばかりで、ほとんどの専門家や行政からは理解が得られなかった。ノーマライゼーション思想がわが国へ上陸するずっと前のことである。

デザイン中心の建築を学んでいた私にとって当たり前に普通に暮らす住環境づくりを求めた八木下さんとの出会いがその後の活動を決定付けたともいえる。



写真1 八木下さんたちと毎月1回の駅頭でケア付き住宅運動の趣旨説明やカンパ活動を展開(1974年)

施設ではなく地域での自立とはどういうものか、1976年、埼玉、東京、千葉、神奈川で建設され始めていた障害者世帯向け特定目的公営住宅の訪問調査を実施した。その調査で都営住宅の一角で自立生

活を始めたばかりの秋山和明さんや中西正司さん、少し遅れて三澤^{さとる}さんらに偶然出会った。1977年、スウェーデンから入所施設や養護学校を解体し始めたというニュースが飛び込んできた。早速八木下さんとスウェーデンを訪問、重い障害者がケアを受けながら一人で生活している住まいやグループホームを見聞し、川口での活動の目標が目の前に現れたのである。スウェーデン脳性まひ者協会の会長からは「環境がバリアを作る」ことを教えられ、八木下さんの活動に参画したことが誤りでないことを確信する。

2. 国際障害者年でのエド・ロング宅の住宅改修

1981年、岡(現、中西)由起子さんからYMCAの海外研修で日本に来られた脳性まひ者エド・ロングさん(ボストン^{自立生活センター} C I L)の日本滞在のための住宅改修を依頼される。岡さんとは当時在籍されていた国際障害者年日本推進協議会(推進協、現JD)で度々お会いしていた。この住宅改修は材木の購入から大工仕事まで東京YMCAのスタッフと一緒に手掛け、素人の住宅改修ではあったが、この経験が後に東京都心障害者福祉センターの住宅相談を引き受けた際に大いに役立った。1984年には野村歆先生(元日大教授)の紹介で推進協政策委員会の政策提言プロジェクト「生活環境問題プロジェクト」に参画する。ここで車いす使用者以外の視覚や聴覚に障害のある人と出会う。同プロジェクトでは政策提言の傍ら活動10年の成果として「障害者生活環境問題改善手法」(彰国社1994)を取りまとめた。当時の建築系専門書としては初めて当事者自身が住まいやまちを語ったものである。推進協ではその後埼玉県で一緒した河端静子さん(元JD代表)らとも出会い、八木下さんから教わった障害当事者の運動を第一段階とすると、次に待ち受ける国や自治体

の政策づくりへの参画、福祉のまちづくりやバリアフリーの技術基準作成に向けた私自身の研修期間でもあったともいえる。

3. 阪神淡路大地震からさいたま新都心のバリアフリー計画へ

1994年、20年間関わった障害者運動や福祉のまちづくり活動の経験を生かせる大きなチャンスが訪れていた。わが国初のバリアフリー法制であるハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）の建築設計標準の作成WG（ワーキング・グループ）に関わる機会を得た。主力は障害者運動としながらも他方で新たに創造されるバリアフリー施策に関わるといふ、これ以上ない学びのチャンスが出現していた。結果、それから今日まで同じ方式で国のバリアフリー法制度づくりに参画することとなった。

1995年1月、ハートビル法制定の翌年に起きた阪神・淡路大震災で避難所となった学校に障害者が避難できない問題が惹起した。学校がハートビル法の対象外だったのである。障害者団体から多くの批判が寄せられた。2020年5月、四半世紀を要して公立小中学校等のバリアフリーがようやく義務化されるに至る。阪神・淡路大震災以降も続いた大規模災害でも繰り返し指摘されたにもかかわらず、学校バリアフリーの法制化がこれだけ遅れたのは、障害のある児童とない児童の分離教育が根底にあったからである。



写真2 新都心の模型でWSを展開（1997年）
右は視覚障害者、左が筆者

1997年、JR大宮操作場跡地で47haのさいたま新都心のバリアフリー計画が動き出す。同年埼玉県の要請で新都心計画に関わり、県内15の当事者団体を集めたWS（ワークショップ）を主導することになる。筆者にとって初めての大規模かつ本格的な当事者参画のWSであったが、この時には行政との関係

でも障害者団体との関係でも八木下さんらとの行動経験が大いに役立った。担当の県職員も初めての当事者参画のWSで大きな不安があったはずだが、筆者らを信頼し非常に熱心に取り組んでくれた。研究室では47haの1/500模型や触知図を独自に作成し、大学キャンパス内の公道で視覚障害者と共に点字ブロックと路面の明暗コントラスト（輝度比）実験を繰り返して新都心のバリアフリー仕様を決定していった。主導は筆者らのように見えても、絶えず障害当事者から教えられているのである。

4. 新国立競技場のUDWSで得た経験

2014年7月、さいたま新都心のバリアフリー計画から17年後、今度は東京2020オリンピック・パラリンピック大会のメイン会場となる新国立競技場のユニバーサルデザインWSにアドバイザーとして参画する機会を得た。この頃には既に多くの障害当事者との接点もあり、何人かの当事者メンバーは知己ともいえる仲間であった。新国立競技場のユニバーサルデザイン事業では、障害当事者の声や要望を普遍化して設計者に伝え、解決困難な要望の技術的支援を行うことが主な役割と認識していたが、調整役ではなく、むしろ当事者意見をバックアップすることの方が多かったように思う。時には異なる当事者間のコミュニケーションの円滑化や要望意見の共有化を図るために、正規のWSとは別に筆者が勝手に各団体の代表に呼びかけ別枠ミーティングを行い、WSのゴールを確認しあったりもした。

5. 障害当事者参画の建築・まちづくりルールを早急に

2022年9月、国連障害者権利委員会による権利条約の履行勧告が出された。バリアフリーやユニバーサルデザインの分野では法制度や基準作成等で一定の評価を受けたものの、学校、交通機関、日常生活施設でのアクセシビリティ課題が尚少なくないこと、実行のための建築家、設計者、技術者教育の必要性が勧告された。さらには、同委員会により各事業において当事者の意見聴取が強く指摘されたが、今や建設プロセスにおける当事者参画のルール化が不自然ではない時代に突入したといえる。新国立競技場のユニバーサルデザイン化で実現した公共事業における業務要求水準書への参画プロセスの導入こそが、さらにわが国のインクルーシブ環境の質を高めると確信する。